

日本労働年鑑 第25集 1953年版

The Labour Year Book of Japan 1953

第一部 労働者状態

第三編 労働者・農民の組織状況

第一章 労働者の組織状況

第二節 関係法規別組織状況

一九五一年六月末現在における労働組合の組織状況を適用法規別にみれば第七〇・七一表の通りである。

(註)一九四八年七月に公布された政令二〇一号によって公務員は争議行為を禁止され、さらに団体交渉権を喪失した。また、その後の改正労働組合法、改正国家公務員法、公共企業体労働関係法、地方公務員法の実施によって、それぞれの組合活動が大幅に制約されるようになった。労働組合基本調査の実施当時における関係法規の適用状況は次の通りである。

一、一般民間企業の労働者は例外なく労働組合法の適用を受ける。

二、公共企業体の職員は例外なく公共企業体労働関係法の適用をうける。公共企業体労働関係法に規定のない事項については労働組合法の適用をうけ、労働協約も締結できるし、制限付で団体交渉しうるが、争議行為は禁止されている。

三、国家公務員は一般職と特別職とに区分される。一般職は国家公務員法の適用をうけるが進駐軍労務者、失業対策事業のため公共職業安定所から失業者として紹介を受けて国が雇用した職員等は特別職として労働組合法の適用をうける。従って、進駐軍労務者は国家公務員特別職ではあるが第二八表中で民間企業の分類に含めてある。

四、地方自治体の職員は国家公務員と区別され地方公務員法の適用をうける。ただし、地方自治体の職員のうち小使、守衛等の単純労務者、失業対策事業並に都電、市電、公営上下水道等の公企業に従事する職員の組合は労働組合法の適用をうける。

一九五一年度調査時点において労働組合法の適用をうける単位組合数は一八、五六四で総組合数の六七・二%を占め圧倒的に多く、組合員数でも三、八一五、一四四で総組合員数の六七・一%と組合数の比率とほぼ同じ割合を示している。公共企業体労働関係法の適用をうけるものは日本国有鉄道および日本専売公社の職員であるが、組合数一、九〇八(六・九%)組合員数四六三、七九五(八・一%)である。国家公務員法の適用をうける全通、全電通等国家公務員関係は組合数三、四九一(一二・六%)、組合員数五一、〇三一(九・〇%)、また、地方公務員法の適用を受ける地方自治体すなわち都道府県の職員、市町村役場等の職員の組合数は三、六八一(一三・三%)、組合員数八九六、八〇四(一五・八%)となっている。

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1953年版(第25集)【目次】 次のページ→ ■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)
